

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年5月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600702号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700028号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月31日の標準賞与額を5万9,000円、平成16年2月2日の標準賞与額を39万9,000円、平成16年8月5日の標準賞与額を41万円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月

② 平成16年2月

③ 平成16年8月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者及び同僚の請求期間に係る賃金台帳並びに賞与一覧表、請求者から提出された金融機関の預金取引明細表(流動性)及び同社の事業主の回答(以下、併せて「賃金台帳等」という。)により、請求者は、同社から請求期間①は40万円、請求期間②は39万9,000円、請求期間③は41万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は40万円、請求期間②は39万9,467円、請求期間③は41万円)の支払を受け、請求期間①は5万9,000円、請求期間②は51万円、請求期間③は52万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は4,000円、請求期間②は3万4,613円、請求期間③は3万5,567円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳等において確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万9,000円、請求期間②は39万9,000円、請求期間③は41万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の賃金台帳及び賞与一覧表により、請求期間①は平成15年7月31日、請求期間②は平成16年2月2日、請求期間③は平成16年8月5日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月31日、平成16年2月2日及び平成16年8月5日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600709号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700029号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月25日の標準賞与額を6万円、平成22年8月25日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成21年12月25日及び平成22年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月25日及び平成22年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月25日

② 平成22年8月25日

A社から請求期間①及び②に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された通常貯金通帳、B年金事務所が保管する請求者に係る「2010年8月賞与明細書」及び同僚から提出された賞与明細書により、請求者はA社から、請求期間①は6万円、請求期間②は5万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月25日及び平成22年8月25日の賞与に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。